

自転車保険への加入と 子どものヘルメット着用※

鹿児島県では

平成29年10月1日から

義務!!

自転車損害賠償保険等への
加入は利用者の
義務です!



約1億円
の高額賠償事例も!

自転車死亡事故の

約6割は
頭部を損傷



※中学生以下の子に
ヘルメットを
着用させることは
保護者の義務です!!

鹿児島県

自転車保険に加入しましょう!!

鹿児島県内では条例により、自転車を利用する場合、自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

1. 自転車保険の種類について

- ◎自転車向け保険
- ◎各種保険（自動車・火災・傷害）の特約で付帯した保険
- ◎共済（全労済、市民共済など）
- ◎団体保険（会社等の団体保険、PTAの保険）
- ◎クレジットカード付帯保険
- ◎TSマーク付帯保険（点検整備を受けた自転車の車体に付帯した保険）

未成年といえども、責任を免れることはありません。加害事故を起こした子どもの保護者が賠償責任を負うことも…。



自転車事故の責任

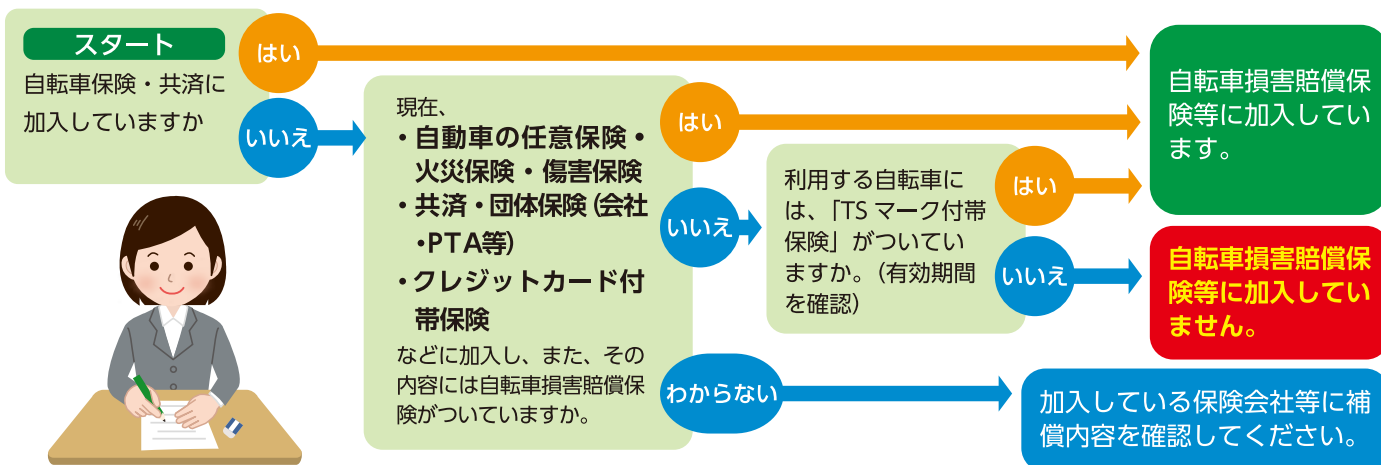
刑事上の責任

民事上の責任

社会的な責任

2. 保険に加入しているか確認しましょう

自転車損害賠償保険等の加入確認シート



3. 未加入の場合は加入しましょう

- ◎加入している保険会社、共済等
- ◎自転車整備店（TSマーク）

に問い合わせたり、自転車を利用する頻度等に応じ、各保険会社等の補償内容をよく確認して、加入してください。

ヘルメットを着用しましょう!!

万が一の事故や転倒から頭部を守るため、「SGマーク」など安全基準を満たしたヘルメットを着用するようにしましょう。

自転車利用者の乗車用ヘルメット着用についても努力義務となっています。万が一の交通事故に備え、被害軽減に有効なヘルメットを着用しましょう。



「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」の詳細は、鹿児島県ホームページを!

問合せ先 鹿児島県 生活・文化課 ☎099-286-2523